

令和7年度 小学校施設開放事業

管理指導員 の皆様へ



堺市教育委員会

I 学校施設開放事業（「学校開放」）

1 学校開放の趣旨

学校開放は、堺市の生涯学習を推進するため、学校教育に支障のない範囲で学校施設を地域の皆様に利用していただく事業です。

小学校施設開放事業は、次の目的を掲げて実施しています。

- (1) 小学校児童を始めとするこどもの健全育成
- (2) 地域住民の自主的・自発的な学習の支援と地域コミュニティの活性化
- (3) その他、スポーツ活動を促進し、地域住民の健康維持と体力増進

2 学校開放の概要

(1) 学校開放を利用できる方

スポーツ活動その他の生涯学習を主な目的とする団体で、その過半数を開放学校の校区住民で構成された、20歳以上の方を代表者とする10人以上の団体。

ただし、次のような場合は利用できません。

- ① 営利活動を目的とする場合
- ② 政治的または宗教的な活動を目的とする場合
- ③ 暴力団の利益となり、またはなるおそれがある場合

小学校を利用される団体は、併せて中学校を利用することはできません。また、利用できる学校は1校のみ、複数の学校を利用することはできません。

(2) 開放施設

運動場、体育館と会議室等の校舎内施設（注）

（注）会議室等の校舎内施設は、当面の間利用中止です。再開の際は通知等いたします。なお、ふれあいルームについては利用可能です。

(3) 開放日時（利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。）

施設	日 時	
運動場 体育館	土・日・休日及び春・夏・冬休み等	午前9時～午後4時
会議室等の 校舎内施設	土・日・休日（12月29日～翌年1月3日の日を除く。）	午前9時～午後4時

- ① 学校の教育活動に支障があるときは、その学校の学校長の意見を聴き、学校開放を中止し、または開放する施設や日時を変更することがあります。
- ② 利用時間については、時間厳守でお願いします。
- ③ ふれあいルーム設置小学校における会議室等の開放日時は上記と異なります。

Ⅱ 管理指導員

1 概要

小学校の体育施設（運動場・体育館）の開放時に、こどもを始めとする利用者の安全と施設の適切な管理のために管理指導員を配置しています。

管理指導員は、20歳以上で校区に在住または在勤されているか、利用団体の代表者・指導者等のうち管理指導員として適当であると認められる方で、令和7年度の学校施設開放運営委員会の委員長と学校長から推薦を受けた方（管理指導員推薦書に記載のある方）に従事を依頼します。

安全かつ円滑な学校開放のために、運営委員会と管理指導員は、利用団体（利用者）に対してルールやマナーを守って開放を利用するように、適時指導をお願いします。

役職	職務内容	謝礼金
管理指導員 	(1) 運動場等の整備並びに体育館の消灯及び施錠の確認に関すること。 (2) 利用団体及び利用者に対して、体育館等の清掃、整備、後始末、利用マナーの向上、安全管理等について指導し、その徹底を図るとともに事故の防止に努めること。 (3) 事故が発生した場合に適切な措置を行うとともに、必要に応じて運営委員会、教育委員会（地域教育振興課）に報告すること。 (4) 管理指導日誌を作成すること。	○こどもの団体の学校開放（体育施設に限る。）の利用にあたり、従事いただいた場合は、謝礼金の対象となります。 ○こどもの団体であっても、大人のみ利用となった場合（こどもの利用が0名）は、支払いの対象となりません。 【謝礼金】 <u>個人所得となります。</u>
利用団体の代表者や指導者（監督、コーチ）	(1) 利用団体内部での代表や指導。 ※運営委員や管理指導員を兼ねている場合もありますが、管理指導員とは異なります。	

※管理指導員従事の際は、安全を見守るという職務上、必ず腕章の着用をお願いします。

なお、次年度は管理指導員として従事しない場合、今年度の従事が終わりましたら手持ちの腕章は運営委員会に返却してください。

2 管理指導員謝礼金

体育施設（運動場・体育館）の開放に従事された管理指導員にお支払いします。個人所得となりますので、源泉徴収した上で各管理指導員の口座に振り込みます。振込は、前期分（4月～9月分）と後期分（10月～3月分）の2回に分けて行います。

- (1) 謝礼金は振込で支払いしますので、以下の方は通帳のコピー（口座番号、口座名義人（カタカナ）が記載されているページ）のご提出をお願いします。
 1. 新たに管理指導員になる方
 2. 振込先口座を変更されたい方

※休眠口座ではないかなどを確認し、確実に振込みできる口座をご提出ください。
- (2) 源泉徴収事務のために、以下に該当する方からマイナンバーを収集します。別途、通知しますので、ご協力をお願いいたします。
 1. 令和7年度から、初めて管理指導員謝礼金の支給対象となられる方
 2. 平成30年中にマイナンバーを提供され、以降一度もマイナンバーを提供されたことのない管理指導員謝礼金の支給対象者
 3. 令和6年度以前から管理指導員謝礼金の支給対象者となっているがマイナンバーを提供されたことのない継続の管理指導員謝礼金の支給対象者
- (3) 1校あたり、前期分と後期分を合わせて年間120回を限度。
1回の単価は1,200円です。小学校で体育施設の開放を行う場合は、必ず管理指導員が必要となりますので、ご協力をお願いします。
- (4) おおむね3時間（2時間30分以上）を1回とします。
（2時間30分未満の従事については、謝礼金は発生しません。）
- (5) 複数の管理指導員が同じ時間帯に従事しても謝礼金の対象になるのは1人だけです。つまり、1校あたり、1日につき「午前」・「午後」の2回が最大支払回数となります。
- (6) 「管理指導日誌」は開放実施の報告書ですので、謝礼金の対象にならないものも含めすべて提出してください。
- (7) 謝礼金はこどもの団体が利用するときに支払い対象となります。なお、大人のみの利用となった場合（こどもの利用が0名）は支払いの対象となりません。
- (8) 会議室等の校舎内施設の開放は、謝礼金の対象にはなりませんが、可能な範囲で「管理指導日誌」に記載してください。（現在ふれあいルームのみ利用可能。）

管理指導員として従事し、謝礼金を受け取る場合、当該人の勤務先によっては兼業・兼職の許可申請を行っていただく必要があります。管理指導員を承諾される際は、勤務先に許可の要否を確認し、必要であれば許可を受けるようにしてください。（堺市職員の場合は、後日、教育委員会（地域教育振興課）から兼業・兼職の許可手続きについてご案内しますので、「管理指導員従事誓約書兼従事謝礼金口座振替依頼書」に所属名を記入してください。

Ⅲ 利用上の遵守事項

学校はこどもの教育の場であり、学校教育に支障のない範囲で地域の皆様に利用いただいております。利用者は、次の「利用上の注意」を守るとともに、運営委員会と管理指導員の指導に従い、ルールやマナーを守っていただきます。

利用上の注意（遵守事項）

次のいずれかに違反したときは、利用の停止又は利用団体としての登録を取り消す場合があります。

- ① 営利活動・政治的活動・宗教的活動・暴力団の利益となるような活動をしていないこと。
- ② 許可を受けた目的以外の用に学校の施設を使用しないこと。
- ③ 他の者に利用させないこと。
- ④ 原則として、学校の敷地内において火気を使用しないこと。
- ⑤ 学校の敷地内において喫煙若しくは飲酒をし、又は酒気を帯びて利用しないこと。（学校の門付近（周辺道路等を含む。）においても、受動喫煙防止のためのご配慮をお願いします。）
- ⑥ 学校の敷地内及び周辺の駐車禁止区域に駐車しないこと。
- ⑦ 許可を受けた施設（それに付随して使用することが必要な施設を含む。）以外に立ち入らないこと。
- ⑧ 学校への出入りに必要な場合を除き、門を開放しないこと。
- ⑨ 騒音（大声での指導や声出しも含む。）を出さないこと。
- ⑩ 利用時間を厳守すること。
- ⑪ 利用後は、施設の後片付け、清掃、消灯、施錠等を行い、利用前の状態に回復すること。ゴミは必ず持ち帰ること。試合などで外部の団体がゴミを持ち帰っていなかった場合においても、ゴミは利用団体が持ち帰ること。
- ⑫ 利用の都度、利用団体に所属する者のうちから、遵守事項の指導及び監督を行う者を利用責任者として定めること。
- ⑬ 非常口及び消火設備の周囲に物を置かないようにする等災害発生時の安全の確保を図ること。
- ⑭ 火災その他重大な事故が発生したときは、利用団体は直ちに適切な措置をとり、運営委員会に報告すること。また、運営委員会は、必要に応じて教育委員会（地域教育振興課）、学校長等に報告すること。
- ⑮ 利用の都度、「利用団体月報」を作成又は電子申請システムに入力し、教育長が指定する日までに教育委員会（地域教育振興課）に利用報告を行うこと。
- ⑯ その他、開放事業を安全かつ円滑に実施するために、教育長、運営委員会又は学校長からの指示事項について遵守すること。

※例年、近隣住民の方々から早朝の話し声や掛け声、運動場の砂埃が舞い上がる等の苦情が多く寄せられています。注意事項の遵守を、利用団体に指導していただくようお願いいたします。

IV 安全管理

1 予防対策

- (1) 気象情報、光化学スモッグ情報や暑さ指数（WBGT）を把握し、活動への影響を考慮して実施の可否を判断する。
- (2) こどもの学校への往復経路に注意し、必要に応じて集団での往復や送迎等を行う。
- (3) 校門は、出入時以外は常に閉めておく。また、安全安心メール等を利用して周辺の不審者情報を把握する。

※次頁 4 堺市安全安心メール 参照。

- (4) 防火扉や消火栓等消防設備の前に物を置かないよう注意し、災害時の避難誘導経路を確認する。
- (5) 活動する場所や用具の安全点検を行い、危険場所や不良箇所があった場合は直ちに使用を停止し、または立ち入り禁止にして近寄らないようにする。
- (6) 事故等が発生した際の被害を最小限とするため、応急手当に必要な用品を救急箱にまとめて用意する。（内服薬は原則として使用しない。）
- (7) 活動に参加するこどもの健康状態について、個人情報に配慮しつつ十分把握する。頭痛・腹痛・熱がある等の場合は、こどもの安全を確保した上で、至急保護者と連絡を取り、速やかに帰宅させ、または家まで送る。
- (8) 活動中に体の調子が悪くなった場合は、我慢せずに申し出るようこどもに指導する。
- (9) 施設、用具等の安全な使い方や、活動時の適切な服装、安全な行動の仕方について、適宜指導する。
- (10) 指導者等活動に関わる大人の人数については、事前に安全確保の点からも検討する。
- (11) 事故、災害等の発生時の連絡体制と役割分担を定めておく。
- (12) 事故等の発生に備え、教育委員会、学校長、医療機関、消防、警察等関係機関の連絡先を把握する。

2 事故発生時の対処

- (1) 事故等の発生時には、直ちに応急手当を実施すると同時にけがの状態や程度により医療機関を受診する必要性の有無を判断し、必要であればすぐに119番通報し救急車を要請する。負傷者を搬送するとともに他のこどもへの対応に配慮し、搬送先医療機関の所在地や連絡先についても把握して保護者に連絡する。
- (2) 施設や用具等により事故等が発生した場合は、直ちに使用を停止し、立ち入りを禁止する。
- (3) 火災発生時は、初期消火活動を行う者、こどもの避難誘導に当たる者等の役割を定めて行動する。
- (4) 火災その他の災害発生時には、漏電やガス漏れなどに注意し、二次災害の防止に努める。また、指導者等の大人は自らの安全確保にも配慮する。

- (5) 不審者及び不審物を発見したときは、近寄らずにこどもを安全な場所に誘導し、警察に通報する。
- (6) 医療機関を受診しないごく軽傷の場合でも、保護者に必ず連絡し、帰宅後の経過観察を依頼する。
- (7) 事故等の内容・程度に応じて関係機関に連絡する。
- (8) 発生時刻、発生状況、応急手当実施の有無とその内容、連絡等について時間経過を追って記録する。
- (9) 事故等の原因を突き止め、再発防止対策を実施する。

3 利用団体の保険加入

事故等が起ってしまったときのために、利用団体にスポーツ安全保険などの保険に加入するよう呼びかけてください。万が一、学校施設を破損した場合に備えて、賠償責任保険付きの保険に加入するよう勧めてください。

<参考>

公益財団法人 スポーツ安全協会のホームページで資料請求等ができます。
「<http://www.sportsanzen.org/>」

4 堺市安全安心メール

(1) 登録方法等

- ① インターネット及びEメールが可能なパソコンやスマートフォン等から登録してください。
- ② 配信が不要になった場合は、登録を削除してください。また、メールアドレスなどを修正する場合は、登録を削除し、新たに登録してください。

(2) お知らせする情報の内容

- ① 不審者情報等のこどもの安全に関わる事案の発生日時、場所、状況など。

(3) 注意事項

- ① お知らせする情報については、確認作業等を行い、必要と判断したものを配信します。
- ② このシステムは、情報配信のみを行うもので、問い合わせには対応できません。
- ③ 登録申請は無料ですが、メール送受信等にかかる通信料は、登録者のご負担となります。
- ④ パソコンやスマートフォン等がメール受信を拒否する設定になっている場合は、「soushin@anshinsakai.jp」からのメールが受信可能な設定に切り替えてください。
- ⑤ このシステムに登録された登録者情報は、厳重なセキュリティ対策のもとで適切に管理を行い、その保護に努めています。また、登録いただいたメールアドレス等の情報は、こどもの安全に関わる情報のお知らせ以外の目的に使用することはありません。

(4) 問合せ先

- ① システムに関する質問については教育委員会教育センター（電話 072-270-8120）にお問い合わせください。

●パソコンからの登録

- ① 「<http://www.ikkr.jp/anshinsakai/>」にアクセスする。
- ② 「仮登録」のボタンをクリックする。
- ③ 以後は画面の指示に従ってください。

●スマートフォン等からの登録

- ① 「sakai@emp.ikkr.jp」宛にメールを送信してください。
（文章を入力する必要はありません。＜空メール＞）
以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



- ② 登録処理を行うホームページアドレスが記載されたメールが返信されてきますので、メールに記載されているホームページアドレスをクリックしてください。
- ③ 注意事項等を記載した同意画面が表示されますので、注意事項について同意される場合、「同意する」のボタンをクリックしてください。
- ④ 区名を入力する画面が表示されますので、送信を希望する区名を入力してください。
- ⑤ 登録が完了すると登録完了メールが送信されてきます。

V その他

1 施設や設備等を破損・滅失した場合

「利用者は、開放施設、附属設備その他器具備品等を故意又は重大な過失により破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。」と堺市立学校の施設開放に関する規則第10条で定めています。このような場合には、利用者は速やかに相手方に対し適切な措置をするとともに、運営委員会へ報告してください。

2 特別警報・暴風警報が発令された場合

暴風警報が発令されたときは、学校開放は中止します。気象情報に注意するよう利用団体に周知してください。

また平成25年8月30日より、これまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波など、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」が発令されます。この「特別警報」の発令は、ただちに命を守る行動をとることが求められるものです。

小学校施設開放事業では、「特別警報」発令中は下記の暴風警報に準じた対応といたします。

＜開放中止の基準＞

- (1) 午前7時現在で暴風警報発令中であれば、学校開放は午前9時から中止します。
- (2) 午前9時現在で暴風警報が解除されていれば、午後1時から学校開放を実施します。解除されていなければ、当日の学校開放は中止します。
- (3) 学校開放中に暴風警報が発令されれば、発令時をもって、当日の学校開放は中止します。

3 上記以外の災害（台風の接近、河川氾濫、土砂災害等）により学校に避難所の開設が決定された場合

台風の接近及び大規模災害等発生時に、堺市内の小・中学校に避難所の開設が決定される場合があります。学校開放の利用者も含め、市民の安全・安心が第一となりますので、この様な場合も学校開放は中止します。避難所開設にあたり、迅速に準備を行う必要がありますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

台風の接近及び災害発生時には、堺市ホームページ「堺市防災情報システム」にて、「避難所の開設情報」、「避難指示」等の情報収集をお願いします。

- (1) 暴風警報以外の警報・各種注意報発令時でかつ避難所開設がされていない場合は、学校開放は実施します。安全確保に十分留意し、開放施設の使用の可否を判断してください。
- (2) 美原区にある平尾小学校及び美原北小学校につきましては、大雨・洪水警報が発令された場合も学校開放は中止します。

（参考）防災情報

＜おおさか防災ネット＞

- ① 気象・地震・津波情報、災害時の避難指示などの防災情報を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.osaka-bousai.net/27140/index.html>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



- ② メール配信サービスが利用できます。

（登録は無料ですが、通信料は登録者負担となります。）

「touroku@osaka-bousai.net」に空メール（本文、件名に何も書かれていないメール）を送信すると、登録用 URL が記載されたメールが返信されるので、その URL にアクセスして登録してください。

以下を読み込んでメールを送信することも可能です。



4 選挙の関係で学校が使用された場合

選挙時の演説会などで会場となった場合、利用できません。また、投票所となった学校につきましては、選挙前日の体育館、選挙当日の運動場と体育館はともに利用できません。ご理解とご協力をお願いします。

5 新型コロナウイルス及びインフルエンザの流行などにより学校閉鎖・学級閉鎖等が発生した場合

(1) 学校閉鎖の場合

学校開放を中止します。

(2) 学級閉鎖等の場合

学校開放は継続しますが、閉鎖の対象となっている「学年・学級の児童」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加はできません。「同居の方」については、閉鎖が解除されるまで事業への参加を控えるように周知してください。また、うがい・手洗いの徹底など、感染予防に努めるよう併せて周知をお願いします。

6 暑さ指数（WBGT）が31℃以上になった場合

暑さ指数（WBGT）が31℃以上の際には、運動は中止とします。参加者の健康観察を行い、その上で中止を含め、活動時間や活動内容の変更を行ってください。暑さ指数の確認は、WBGT 測定器（暑さ指数計）や、熱中症予防情報サイト堺（大阪）を活用して行ってください。

（参考）熱中症予防情報

<熱中症予防情報サイト>

リアルタイムで、暑さ指数（WBGT）の情報（実況、予測）や熱中症警戒アラート（現在の発表状況）を確認することができますので、ご活用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス

「<https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>」

以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申込みができますので、ご活用ください。

※同サイト内には、熱中症予防に役立つ配布資料や動画コンテンツ等の普及啓発資料があります。熱中症に関する理解促進にお役立てください。

7 光化学スモッグ等が発令された場合

学校開放実施日は、学校が休みであることから、光化学スモッグやPM2.5についての情報を知ることができません。光化学スモッグ情報について、大阪府が提供しているシステムをご紹介しますので、是非ご利用いただくようお願いします。

発令された場合は、屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らす等、適切な行動をとってくださいますようお願いいたします。

(参考) 光化学スモッグ情報

<大阪府提供のホームページ>

リアルタイムで、光化学スモッグの発令状況と大気汚染の情報を確認することができますので、ご利用ください。

パソコン、スマートフォン等からのアクセス
「<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>」
以下を読み込んでアクセスすることも可能です。



また、メール配信サービスの申し込みができますので、ご利用ください。

8 学校開放の管理運営等において事故が発生した場合

学校開放の管理指導員の従事に関して事故が発生したときのために、管理指導員の方を対象として、教育委員会が加入している保険制度があります。

(1) 対象者

管理指導員（管理指導員推薦書に記載の方）が対象になります。

利用団体の方はこの保険の対象になりません。自主的な保険加入を呼びかけてください。（参考6頁「3 利用団体の保険加入」）

(2) 補償内容（※令和6年度補償内容）

① 賠償（管理指導員の方が法律上の損害賠償責任を負担した場合）

対人

ア 被害者1人につき	3,000万円（限度額）
イ 事故1件につき	3億円（限度額）

対物

ア 事故1件につき	500万円（限度額）
-----------	------------

② 傷害（対象者本人が管理指導員として従事中に死亡または負傷したときの傷害保険）

ア 死亡	1,500万円（限度額）
イ 入院1日につき	3,000円（180日程度）
ウ 通院1日につき	1,500円（90日程度）

※負傷の程度により保険契約で定める日数（イ、ウとも）

エ 障害が残ったとき	障害の程度に応じ保険契約で定める額
------------	-------------------

(3) 事故が起きたとき

事故が発生したときは、速やかに教育委員会（地域教育振興課）に報告し、手続きについての説明を受けてください。提出書類をお渡しします。

なお、事故発生後30日以内に報告がない場合は、この保険の対象になりませんのでご注意ください。

(4) その他

① この保険の掛け金は、教育委員会が一括して負担します。

② この保険の対象になる「従事中の事故」には、本人が自宅等から学校等の従事場所まで往復するときの事故も含まれます。（寄り道中の事故は対象となりません。）

VI 学校開放に関する問合せ、連絡先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課（堺市役所高層館 11階）

■電話：072-228-7920(直通)

■FAX：072-228-7009

■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp

記入例

様式 6

令和7年度管理指導員 従事誓約書 兼 従事謝礼金口座振替依頼書

[管理指導員従事誓約書]

堺市長様

堺市立小学校施設開放事業
に履行することを誓約し

管理指導員登録書は、管理指導員推薦書に記載された全員の提出が必要です。※謝礼金を辞退される方も必要です。

※書面でご提出ください。

指示に基づいて誠実

フリガナ	サカイ ジロウ		生年	年	3	月	6	日生
氏名 (自署)	堺 次郎		署名(自署)してください。					
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇区〇〇町1-3-5 住所は必ず、郵便物が届く現住所を記入してください。							
TEL	〇〇〇-〇〇〇〇		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 継続 <input type="checkbox"/> 3 継続ではないが、過去に従事あり				
携帯番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇							
謝礼金	管理指導員謝礼金について、		<input checked="" type="checkbox"/> 1 裏面記載事項を了承の上、希望します <input type="checkbox"/> 2 辞退します					
備考	※堺市役所(所属部) 裏面記載事項を必ず読んでいただき、どちらかに✓をつけてください。希望の方は、下部の口座振替依頼書を必ず記入してください。辞退する場合は、下部の口座振替依頼書の記入は不要です。							

[管理指導員従事謝礼金口座振替依頼書]

堺市長様

統廃合により金融機関名、支店名等が変更になっている場合は、必ず変更後のものを記入してください。
新規管理指導員、口座内容の変更が生じた方は通帳のコピーの提出が必要です。

口座内容が少しでも違っていると振込みができませんので、よく確認して記入ください。

口座番号が123456の場合 ⇒ 0123456の7桁で記入。

預金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 1 普通 <input type="checkbox"/> 2 当座 <input type="checkbox"/> 3 貯蓄		信用組合		堺 次郎		
口座番号(右詰で)	7	6	5	4	3	2	1
(フリガナ)	サカイ ジロウ						<input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
口座名義	堺 次郎						管理指導員従事者の本人名義口座に限ります。

※通帳をよく確認のうえ、正しい名義を記入してください。

(注意)

1. 氏名(自署)について、記名(印字等)の場合は、別紙(通知文)の「管理指導員の個人番号(マイナンバー)収集に係る協力依頼について」をご参照ください。
2. 依頼者と口座名義は同一人であること。
3. ゆうちょ銀行も指定できますが、その際は、振込先に確認のうえ記入してください。(例)「ゼロナナハチ支店 54321」
4. 口座名義のフリガナが一字違っていても振り込み不可です。通帳をよくご覧のうえ、正しい情報を記入してください。また、上記の名義(フリガナ)で正しく振り込みが可能かを確認してください。
5. 謝礼金は個人所得となり課税されます。
6. 源泉徴収事務のため、新規の方はマイナンバーの提供も併せてお願いいたします。
7. 新規の方や昨年度と異なる口座に振り込みを希望される方は、通帳のコピーなど口座確認できるものを併せてご提出ください。
8. 記載事項に変更が生じたときは、新たに依頼書を提出してください。

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市教育委員会事務局 地域教育支援部
地域教育振興課（堺市役所高層館 11 階）

■電話：072-228-7920(直通)

■FAX：072-228-7009

■E-Mail：chikyoushin@city.sakai.lg.jp